

施設長 各位

那覇市医師会
会 長 山城 千秋



平素より医師会事業にご支援とご協力を賜り感謝申し上げます。
早速ですが、沖縄県医師会より下記のとおり、「令和 2 年度新型コロナウイルス感染症 P C R 検査強化事業補助金について」の周知及び申請の依頼がございました。申請期限が**令和 3 年 1 月 22 日 (金)**までとなっておりますので早期の対応をお願いいたします。

尚、本通知の詳細は**那覇市医師会HP (新着情報欄)**へ掲載しております。

また、沖縄県新型コロナウイルス感染症特設サイト：

<https://www.pref.okinawa.jp/site/hoken/chiikihoken/kekaku/kansenshou/iryopcr.html>

から電子申告することとなっておりますのでご確認ください。

那覇市医師会 (前泊・上原、TEL 868-7579)

沖医発第 1396 号 F
令和 3 年 1 月 15 日

各地区医師会長 殿

沖縄県医師会
会 長 安里哲好
副会長 宮里達也

令和 2 年度新型コロナウイルス感染症 P C R 検査強化事業補助金について (ご依頼)

日頃より、新型コロナウイルス感染症に係る医療提供体制の整備につき、ご尽力を賜り感謝申し上げます。

さて、沖縄県保健医療部地域保健課長から、標記事業に関する周知依頼が別添の通り届いております。

本事業は、重点医療機関、検査協力医療機関、診療・検査医療機関、慢性期機能病床を有する医療機関の医療従事者等を対象とした P C R 検査に要する費用を補助するものとなっております。補助金の交付の対象となる経費は、自らの医療機関で P C R 検査を行う場合は、職員一人当たり 3 回を上限に検査 1 回につき 5,000 円、検査機関に P C R 検査を委託する場合は、職員一人当たり 3 回を上限に 1 回につき 20,000 円以内とされております。

つきましては、ご多忙の折誠に恐縮に存じますが、貴会におかれましても本件についてご了知いただきますとともに、貴管下関係施設への周知方につき、ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

なお、**本事業の申請期限は 1 月 22 日 (金) まで**と大変短い期間となっておりますことを申し添えます。

沖縄県医師会事務局業務 2 課：平良、高良
TEL: 098-888-0087
FAX: 098-888-0089
g2@okinawa.med.or.jp

各医療機関御中

沖縄県保健医療部地域保健課長

令和2年度新型コロナウイルス感染症PCR検査強化事業補助金について（通知）

新型コロナウイルス感染症PCR検査強化事業において、医療従事者等を対象とした検査に掛かる費用を補助するため、新型コロナウイルス感染症PCR検査強化事業補助金交付要綱を制定しましたので通知いたします。

つきましては、事業実施補助を希望される場合は、別添留意事項をご確認の上、交付申請書等の提出をお願いします。

なお、当該補助金は県予算の範囲内で行うものであることから、申請書の提出をもって補助金額が確定するものではないことにご留意願います。

記

1 対象

新型コロナウイルス感染症PCR検査強化事業補助金交付要綱第2条及び第3条に規定する医療機関及び対象者

- | | | |
|-----------------------------------|---|-----------------------|
| (1) 重点医療機関 | } | 新型コロナウイルス感染症患者等に対応する者 |
| (2) 検査協力医療機関 | | |
| (3) 診療・検査医療機関 | | |
| (4) 慢性期機能病床を有する医療機関：慢性期機能病棟に従事する者 | | |

2 申請書類

様式第1号・新型コロナウイルス感染症PCR検査強化事業交付申請書

3 申請方法

電子申請により、上記交付申請書を添付して申請

<https://www.pref.okinawa.jp/site/hoken/chiikihoken/kekkaku/kansenshou/iryoupper.html>

※「沖縄県新型コロナウイルス感染症特設サイト」又は「沖縄県保健医療部地域保健課サイト」からご覧ください。

4 申請期限

令和3年1月22日（金）まで

【担当】沖縄県新型コロナウイルス感染症対策本部総括情報部
検査企画チーム 原 (harakazu@pref.okinawa.lg.jp)
TEL：098-866-2014

留意事項

1 補助金に係る留意事項

- (1) 内容の審査を行った上で、予算の範囲内で補助金の交付を決定し、通知します。交付申請書の提出をもって補助金額を確定するものではありません。
- (2) 当該補助金は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業で、会計検査院による検査対象となります。

3 事業計画書の作成に係る留意事項

- (1) 検査の対象とする医療従事者等は、補助金交付要綱第3条に定める範囲内で、医療機関において判断してください。
- (2) 事業計画の期間内において検査を実施する時期については、補助金交付要綱別表に定める範囲内で、医療機関の実情に応じて判断してください。